

三年功加俸支給制度制定の件

従来會社の年功加俸は運輸課従業員にのみ支給され電気課土木課従業員には支給され居ないのである。電気課土木課従業員は日給の平均額より見るに労働の程度より見ても決して運輸課従業員と異なるべきを信ず。家庭生活に至つては妻帯者教の如き遠かに多きを算してゐるのである。即時乗務員同様の年功加俸を支給せられたし。

四、半期賞與支給改正の件

半期賞與は従来其の職務別な依つて甚しき差あるは同一會社内にある従業員として大いに遺憾である。故に向後賞與は現在の運輸乗務員と同様に支給せられたし。

五、臨時雇より本雇採用の期限制定の件

臨時雇より本雇として採用に至る期間は従来或は一年甚しきに至つては二年半等定に長期に亘るの弊あるは吾等が歎く遺憾とする所である。是の如きは本

人の生活に或は不安動搖を興ふるも事實であり且又従つて長期に亘つて家計へ及び影響も少からず。宜敷此の期間を六ヶ月と限定し本人の不安其の依つて以て惹起する諸種の弊害を一掃せられし事は會社將來の爲めに得る如きは一旦疑ひなき所である。故に即時実行せられたし。

六、外套支給の件

従来外套は電路従業員のみ支給され車庫軌道の従業員には支給されないのである。唯車庫の一部に支給されると雖も眞の作業服にて運輸課従業員の廃品である。即時電路従業員同様支給せられたし。

七、夜勤増負の件 (この項土木課軌道ののみ)

従業員軌道従業員の夜勤は全線を通じて僅かに三人である。かゝる少人数にて全線の夜勤を命ずるが如きは産業上の性質より見ても明かた大なる矛盾である。即時五人に増負せられたし。

(以上)